

泉南市留守家庭児童会 会計年度任用職員登録募集要項

泉南市教育委員会

この登録募集は、泉南市留守家庭児童会会計年度任用職員が不足する際など、必要に応じて雇用するものであり、登録されたすべての方が採用されるとは限りません。

1. 登録職種・受験資格

番号	職種	受験資格
1	補助支援員C	・別紙任用資格の(1)～(10)のいずれかに該当する方 ・年齢制限なし
2	補助支援員D	・子どもが好きでやる気のある方 ・年齢制限なし

【申込方法】
登録申込書の第一希望の職種欄に1箇所チェック(☑)してください。
補助支援員C欄に☑をした方で第二希望として補助支援員Dを希望の方は第二希望の補助支援員D欄に☑してください。
※補助支援員Cのみを希望する場合は、第二希望欄はチェックをしないでください。

※但し、次のいずれかに該当する者は登録できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・泉南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行日の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他を結成し、又はこれに加入した者

※任用期間の途中で配属先が変更になる場合があります。

※登録に際し面談を実施します。

※登録されたすべての方が、採用されるとは限りません。

2. 業務内容・勤務時間等

項目	内容
業務内容	補助支援員C 支援員の補助業務 補助支援員D 児童保育全般に係る業務の補助
勤務時間等	週2日～5日出勤の変則勤務 ＜平日＞ 午後2時～午後7時の開所時間中、2～5時間勤務 ＜土曜・学校休業日＞ 午前8時～午後7時の開所時間中、4～8時間勤務
給与	補助支援員C 時間額 1,262円 補助支援員D 時間額 1,109円 ※配属先の任期付職員数や入会児童の構成により、他に配属された職員と年間勤務時間数に大幅な差が出る場合があります。
諸手当等	通勤費、期末手当等
社会保険等	補助支援員C・補助支援員Dとも ・任用期間が1か月を超え、1週間の勤務が20時間以上の場合、雇用保険に加入 ・任用期間が2か月を超え、1週間の勤務が20時間以上の場合、健康保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入
服 務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
登録期間	登録日（面談実施日）から1年間 ※登録期間満了後は、再度登録が必要です。
任用期間	約1か月から会計年度の末日まで
任用連絡	登録者名簿へ登録された方の中から希望、条件等の合う方へ生涯学習課から連絡
登録手続き	申込先 教育委員会 生涯学習課 ※申込方法 生涯学習課に持参
①受付期間	土、日、祝以外の市役所開庁日 受付時間【午前9時～午後5時30分（時間厳守）】
②受付場所	教育委員会 生涯学習課（泉南市埋蔵文化財センター）
③提出書類	(1)登録申込書 本委員会所定用紙（補助支援員C・D共通） (2)履歴書 本委員会所定用紙（補助支援員C・D共通） ※写真は、縦4cm、横3cm、上半身、脱帽、申込前3か月以内に撮影したもの (3)事前シート 本委員会所定用紙（補助支援員C・D共通） (4)資格を確認できる書類 補助支援員C：別紙受験資格の（1）～（10）のいずれかに該当する保育士証、教員免許状、資格証明証等の写し ※資格証明書等の氏名が資格取得時と変わっている場合は、変更前の氏名等がわかる戸籍謄本（抄本）又は住民票の写しを添付してください。 ※受験資格要件に該当するか不明な場合は、事前にお問い合わせください。 補助支援員D：特になし (5)本人確認できる書類（補助支援員C・Dともに必要） 運転免許証（表裏両面）又は健康保険証等の写し

3. 注意事項

- ① 登録申込書等の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがあります。
- ② 登録申込書等はお返しいたしません。また、受験に際して取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用はいたしません。
- ③ 任用資格がないこと及び提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

4. 問合せ先

泉南市 教育委員会 教育部 生涯学習課
〒590-0592 泉南市信達大苗代374-4
泉南市埋蔵文化財センター
TEL 072-483-2583 (直通)

任 用 資 格

- (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの